

閲覧用に代替物を作成した史資料に関する利用内規

(趣旨)

第1条 滋賀大学経済学部附属史料館（以下「本館」とする。）が収蔵する史資料のうち、閲覧用の代替物を作成されている史資料の利用については、「滋賀大学経済学部附属史料館収蔵史料利用内規」第2条4項によりこの内規の定めるところによる。

(定義)

第2条 代替物を作成する史資料は、閲覧に供することで破損する可能性があるものや、青焼き等複写内容が薄くなり字が読み取りにくいものなどで、館員が判断してその史資料群のすべてまたはその一部について、撮影または電子複写にて作成するものとする。該当する史資料群は本館ホームページに掲載する。

(閲覧)

第3条 代替物を作成した史資料を閲覧しようとする者は、当館収蔵史料利用内規第2条にある「閲覧申請書」と、閲覧希望資料リストを、閲覧希望日の1カ月前までに提出しなければならない。

2 閲覧は、閲覧室の所定のモニタまたは写真帳、複写本で行う。

(複製)

第4条 史資料画像の複製は、閲覧者へ研究の用に供することを目的とする場合に限り、モニタ上の史資料画像や写真帳・複写本の撮影により行うことができる。ただし、貴重史料に指定されている史料の複製については1回の閲覧につき10点の史資料を上限とする。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この内規は、令和7年9月1日から施行する。